

用語の解説

● 年齢

平成17年9月30日現在による満年齢です。

● 常住地

常住地とは、各人が常住する場所をいいます。ここで「常住する」とは、同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、又は3か月以上にわたって住むことになっている場所をいいます。

● 従業地

従業地とは、就業者が従業している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市で従業 — 従業先が常住している川崎市にある場合

自区で従業 — 従業先が常住している川崎市内の区と同一の区にある場合

自市内地区で従業 — 常住地が川崎市内にある者で、市内の他区に従業地がある場合

自宅 — 従業している場所が、自分の居住する家又は家に付属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの従業員などの従業先がここに含まれます。

また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれます。

自宅外 — 自市区に従業がある者で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で就業 — 従業先が常住している市区町村以外にある場合。これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものです。

県内 — 従業先が川崎市以外の神奈川県内である場合

他県 — 従業先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業するということは、その従業地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業しに来るということで、これは、いわゆる従業地への流入人口を示すものとなっています。ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としました。また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村としました。

● 就業者

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人。

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間で、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としました。

(1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めました。

● 職業

職業は、就業者について、調査週間で、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間で「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類しています。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によります。

平成17年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成9年12月改訂）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので、10項目の大分類、61項目の中分類、274項目の小分類から成っています。

なお、職業大分類は、次のとおりです。

A 専門的・技術的職業従事者	E サービス職業従事者	I 生産工程・労務作業従事者
B 管理的職業従事者	F 保安職業従事者	J 分類不能の職業
C 事務従事者	G 農林漁業従事者	
D 販売従事者	H 運輸・通信従事者	

● 従業上の地位

就業者を、調査週間でその人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分しています。

雇用者 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇 期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

役員 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族だけで事業を営んでいる人

家族従業者 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家族内職者 家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

● 産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類しています。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によります。

産業大分類は、次のとおりです。

- 第1次産業 { A 農業
 B 林業
 C 漁業
- 第2次産業 { D 鉱業
 E 建設業
 F 製造業
- 第3次産業 { G 電気・ガス・熱供給・水道業
 H 情報通信業
 I 運輸業
 J 卸売・小売業
 K 金融・保険業
 L 不動産業
 M 飲食店、宿泊業
 N 医療、福祉
 O 教育、学習支援業
 P 複合サービス事業
 Q サービス業（他に分類されないもの）
 R 公務（他に分類されないもの）
 S 分類不能の産業